

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、法令遵守に基づくミッションの重要性を認識するとともに、継続企業として収益を拡充し、株主利益を最大化するためには、コーポレート・ガバナンスの確立が必要不可欠なものと認識しております。これらを実現するため、迅速かつ適切な経営判断と独立した監査機能の発揮、実効性のある内部統制システムの構築、並びに適時適切な情報開示を推進してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
森 健志郎	2,380,840	19.28
池原 誠平	1,671,300	13.53
IF GROWTH OPPORTUNITY FUND 1, L.P 常任代理人: S M B C 日興証券株式会社	852,140	6.90
BIG 2号投資事業有限責任組合	726,350	5.88
あおぞらHYBRID2号投資事業有限責任組合	479,640	3.88
野村信託銀行株式会社(投信口)	414,400	3.36
中西 孝之	300,000	2.43
第一生命保険株式会社 常任代理人: 株式会社日本カストディ銀行	253,770	2.06
楽天証券株式会社	205,900	1.67
創発の荘1号投資事業有限責任組合	194,850	1.58

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明更新

- 上記【大株主の状況】は、2025年9月30日現在のものであります。
- 持株比率は、自己株式(186,000株)を控除し、小数点以下第3位を四捨五入して、表示しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	9月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際ににおける少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
和田 圭祐	他の会社の出身者										
崎田 恒平	他の会社の出身者										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d,e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
和田 圭祐		同氏が代表を務めるインキュベイトファンド株式会社が運用するファンドである、IF GROWTH OPPORTUNITY FUND 1, L.P.が保有する当社株式の合計数は852,140株であります。その他、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	ベンチャーキャピタルにおいて企業投資、また複数社において社外取締役という立場から企業経営に従事しており、これらの豊富な経験と幅広い見識を有することから、当社の監督機能の客観性及び中立性を確保するために、当社の社外取締役に招聘したものです。
崎田 恒平			地方自治体の長(日南市長)としての豊富な経験をはじめ、企業経営経験、及び国立大学客員教授としての学術的知見という多角的かつ幅広い見識を有しております。他の取締役を監督し、取締役会の意思決定の合理性を確保するための助言・提言をいただけることを期待して、当社の社外取締役に招聘したものです。また同氏は、当社の定める社外役員の独立性基準を満たし、また証券取引所の独立役員に関する判断基準に照らしても一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会		0	0	0	0	0	0	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

当社の報酬委員会は取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、取締役の報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図ることを目的とした取締役会の任意の諮問機関となります。報酬委員会は原則として年1回以上開催しており、報酬委員会では取締役の報酬等に関する方針や内容等について審議し、取締役会に対し答申を行っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名

監査役の人数

3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査体制は、監査役監査、内部監査及び監査法人による会計監査の3つを基本としております。
 監査役と監査法人は、定期的な会合をもち、相互の監査計画の交換及び監査結果等について説明、報告を行い、監査の品質向上を図っております。
 監査役と内部監査担当者は、財務報告を含む業務の適正性や効率性、法令上の内部統制への対応等について報告、意見交換を行い、経営全般について連携して監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l
芹川 太郎	公認会計士												
藤本 健一	弁護士												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
芹川 太郎			公認会計士としての経験と専門知識を有し、主に財務会計分野の領域において豊富な経験と見識を当社の監査に活かせるものと判断し、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて、適切かつ適正な監査の実行を期待して招聘したものです。
藤本 健一			弁護士としての高い専門性と豊富な経験を有しており、法務に関する相当程度の見識を有することから、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて、適切かつ適正な監査の実行を期待して招聘したものです。

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

当社では、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考に、一般株主との利益相反が生じる恐れがないものとして、上記のとおり社外取締役1名を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の継続的な成長及び企業価値の向上への貢献意欲を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気向上することで、企業価値を高めることを目的としており、当社取締役、従業員、社外協力者に対して、新株予約権を発行しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別の記載はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬は、それぞれの役割に応じて金額を設定した月例の固定報酬として、基本報酬のみを支給しております。
当社の取締役の個人別の報酬等の算定につきましては、取締役会において、株主総会決議による報酬総額の範囲内で、当社の経営環境、各取締役の職責・貢献度・役割・責務の度合いを総合的に勘案し、公正かつ妥当な水準を考慮し決定する方針としております。

<参考:役員の報酬等についての株主総会決議に関する事項>

当社の役員の報酬等の額は、株主総会において定められた報酬総額の範囲内で決定されます。

当社の取締役の報酬等につきましては、2024年12月25日開催の第13回定時株主総会決議により報酬総額は3億円以内(うち社外取締役分5千万円以内。決議時点の取締役の員数は5名(うち社外取締役2名)))と定められております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員への情報提供は、取締役会事務局が中心となって行っており、取締役会資料その他の情報を適宜社外役員へ提供しております。社外取締役及び社外監査役は、取締役会等を通じて内部統制部署の状況を把握し、発言できる体制を整えております。社外監査役は、原則として毎月1回開催される監査役会において常勤監査役から監査役監査の状況、内部監査の状況及び会計監査の状況の情報共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

会社法上の機関として取締役会及び監査役会を設置しております。取締役会は、効率的な経営の追求と同時に経営監視機能が適切に働く体制の確保を図るために、当社事業内容や内部情報に精通している社内取締役、専門領域における豊富な知識と経験を有する社外取締役で構成されております。当社が監査役会設置会社を選択したのは、取締役の業務執行の決定と取締役の監査を、取締役会と監査役会として切り分けることで、牽制機能が発揮しやすくなると考えているからであります。

(a) 取締役会

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名で構成され、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事等の業務執行を決定し、取締役の職務執行の監督を行っております。取締役会は、月1回の定期取締役会の開催に加え、重要案件が生じた時に臨時取締役会を都度開催しております。なお、取締役会には監査役が毎回出席し、取締役の業務執行状況の監査を行っております。

なお、取締役会は、代表取締役社長森健志郎が議長を務め、常勤取締役の古瀬康介、中西勇介、社外取締役の和田圭祐、崎田恭平の5名で構成されております。

(b) 監査役会

当社は、監査役を3名選任しており、各監査役は、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行うことを目的として、取締役会への出席、代表取締役社長や各担当取締役との随時の意見交換等を行っております。常勤監査役は、内部監査担当者及び会計監査人との定期的な情報共有により、それぞれの相互連携を図っております。また、原則として毎月1回以上の開催頻度で監査役会を招集し、各監査役間での情報交換、監査役会としての必要事項の決定、その他必要な連携を図っております。

なお、監査役会は、常勤監査役服部有希が議長を務め、社外監査役の芹川太郎、社外監査役の藤本健一の3名で構成されております。

(c) 経営会議

当社の経営会議は、原則として森健志郎、古瀬康介、中西勇介の常勤取締役3名、執行役員である加藤彰宏、開大輔及び各事業責任者並びに代表取締役社長の指名する者で構成されており、議長は代表取締役社長森健志郎が務めております。原則として月2回の定期経営会議を開催しており、中長期という時間軸で事業に影響を及ぼす経営トピックを定期的に議論しております。

(d) 業績確認会議

当社の業績確認会議は、事業本部長を務める常勤取締役古瀬康介が議長を務め、執行役員である加藤彰宏、開大輔、及び各事業責任者並びに各部門責任者で構成されております。また、森健志郎及び中西勇介の常勤取締役2名は本会議の議事録を確認することで会議内容の適時な把握に努めているほか、必要に応じて会議に出席し、助言・提言を行っております。本会議は、原則として月2回の定期開催をしており、1年以内の短期業績進捗の確認と課題解決を議論しております。

(e) 決議会議

当社の決議会議は、原則として、森健志郎、古瀬康介、中西勇介の常勤取締役3名、執行役員である加藤彰宏、開大輔及び各部門責任者並びに代表取締役社長の指名する者で構成されており、議長は代表取締役社長森健志郎が務めております。決議会議は、原則として月1回の定期決議会議を開催しており、取締役会付議事項以外で重要な事案に係る決裁を行っております。

(f) リスク・コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス体制の充実及びリスクマネジメントを実践するため、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は代表取締役社長森健志郎を委員長として、古瀬康介、中西勇介の常勤取締役3名、執行役員である加藤彰宏、開大輔を中心構成され、オブザーバーとして常勤監査役服部有希が参加しております。原則として四半期に1回開催されており、諸法令等に対する役職員の意識向上及び様々なリスクに対する対応策等について協議し、リスクマネジメントの推進及びコンプライアンスの徹底を図っております。

(g) 内部監査

当社は、代表取締役社長が被監査部門から独立した内部監査担当者を計2名任命しております。内部監査は、業務の有効性及び効率性を担保すること等を目的として、内部監査計画に基づいて内部監査を実施するとともに、監査役会及び会計監査人と情報共有を行うなど連携を密にし、監査に必要な情報の共有化を図ることにより、各監査の実効性の向上に努めております。

(h) 報酬委員会

報酬委員会は取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、取締役の報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図ることを目的とした取締役会の諮問機関となります。報酬委員会は原則として年1回以上開催しており、報酬委員会では取締役の報酬等に関する方針や内容等について審議し、取締役会に対し答申を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、上記のとおり、会社法に規定される機関として株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置し、日常的な業務監査等を行う役割として内部監査担当者を配置しております。これらの各組織が相互に連携することによって、効率的な経営の追求と同時に経営監視機能が適切に働く体制と考え、現在の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 [更新]

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、株主の皆様の議案検討のための時間を充分に確保できるよう、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は9月決算であるため、12月下旬に定時株主総会を開催しており、6月の集中日を回避できています。より多くの株主の皆様が出席しやすいような株主総会日程の設定に努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	第14回定時株主総会より、インターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項として認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点で招集通知(要約)の英文での提供予定はありませんが、事務負担、費用及び今後の外国人株主の割合等を総合的に勘案し、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況 [更新]

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社コーポレートサイト上のIRページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに、説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期ごとに、説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社コーポレートサイト上のIRページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部門にIR担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	適時開示マニュアル及びフェア・ディスクロージャー・ルール対応規程において、ステークホルダーに適時適切かつ公平な情報提供を行うことと定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後の検討課題と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社のホームページ、定期的に開催する決算説明動画等により、ステークホルダーへタイマー、かつ公平で積極的な情報開示に努めています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システム基本方針」を定め、この基本方針に則り、業務の適性を確保するための体制を整備しております。

a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a)取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、「コンプライアンス規程」を定め、全社に周知・徹底することで、コンプライアンスの実践に努めます。

(b)当社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、内部通報制度を設けます。また、通報者に対する不利益な扱いを禁止するとともに、是正・改善の必要があるときには、速やかに適切な措置をとります。

(c)内部監査担当者は、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行います。主管部署及び監査を受けた部署は、是正・改善の必要があるときには、速やかにその対策を講じます。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a)当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に基づき作成、保存、管理することとします。

(b)取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができるものとします。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a)「リスク管理規程」を制定し、全社に周知・徹底するとともに、各部署との情報共有を図り、リスクの早期発見と未然防止に努めます。なお、当該規程については、危機発生時に適切かつ迅速に対処できるよう、運用状況を踏まえて適宜見直しを行います。

(b)リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理に関して必要な事項を定め、適切に評価・管理を行う体制を整備し、当社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減を図ります。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する「取締役会規程」を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。

(b)事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図る機関として決議会議を設置し、当社の全般的な重要事項について審議します。決議会議は、原則として毎月開催します。

e 財務報告の信頼性を確保するための体制

(a)「内部統制システム構築の基本方針」及び別途定める「財務報告の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行います。

f 監査役及びその職務を補助すべき使用者の取締役からの独立性及び当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項等

(a)当社は、監査役からその職務を補助すべき使用者を置くことを求められた場合は、監査役と協議して設置することとします。

(b)監査役を補助すべき使用者は、その職務については監査役の指揮命令に従い、その評価は、監査役と協議して行います。

g 取締役及び使用者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(a)監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議及び希望する任意の会議に出席、又は取締役及び使用者から業務執行状況の報告を求めることができ、取締役及び使用者はこれに応じて速やかに報告します。

(b)取締役及び使用者は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告します。

h 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

(a)監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します。

i 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(a)監査役がその職務について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

(b)監査役が、独自の外部専門家(弁護士・公認会計士等)を求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担するものとします。

j その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a)当社の監査役は、当社の取締役会、決議会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができます。

(b)当社の監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行います。

(c)当社の監査役は、内部監査担当者、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を図ります。

k 反社会的勢力の排除に向けた体制

(a)当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求には応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力対応規程」を定め、当社の役員及び従業員に周知徹底します。

(b)平素より、関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、企業の社会的責任を十分に認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とはいがなる名目の利益供与も行わず、一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力に対しては弁護士や警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。

b 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(a)社内規程の整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制整備その他の対応に関する事項を定めております。

(b)対応管轄部署及び不当要求防止責任者

当社は、反社会的勢力への対応部署をコーポレート管理部門と定めるとともに、排除体制の一環として、管理本部長を不当要求防止責任者として選任しております。

(c) 反社会的勢力排除の対応方法

イ. 新規取引先・株主・役職員について

新規取引先及び株主について、RoboRoboのビジネスデータベース及びインターネット検索による調査を行っております。役員については選任前に調査を行っております。従業員については入社前に、反社会的勢力と無関係であることに関する誓約書の提出を求めております。

ロ. 既取引先等について

既存取引先等に対しては、年に1度属性チェックを行っております。

ハ. 対応の決定

取引先等が反社会的勢力と判明した場合は、コーポレート管理部門において弁護士等と相談のうえ取引停止等、関係遮断のため適切な手段を講じなければならないこととしております。

(d) 外部の専門機関との連携状況

当社は、平素より弁護士・警察署・公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関との意見交換などの連携関係を構築するよう努めるとともに、有事の場合は、法律相談、通報、法的手続きの依頼などを行う体制作りを行っております。

(e) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社コーポレート管理部門において、反社会的勢力に関する情報の一元的管理及び蓄積を行っております。

(f) 研修活動の実施状況

当社は、「反社会的勢力対応規程」に基づき、役員及び全従業員に対して適宜研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を構築しております。

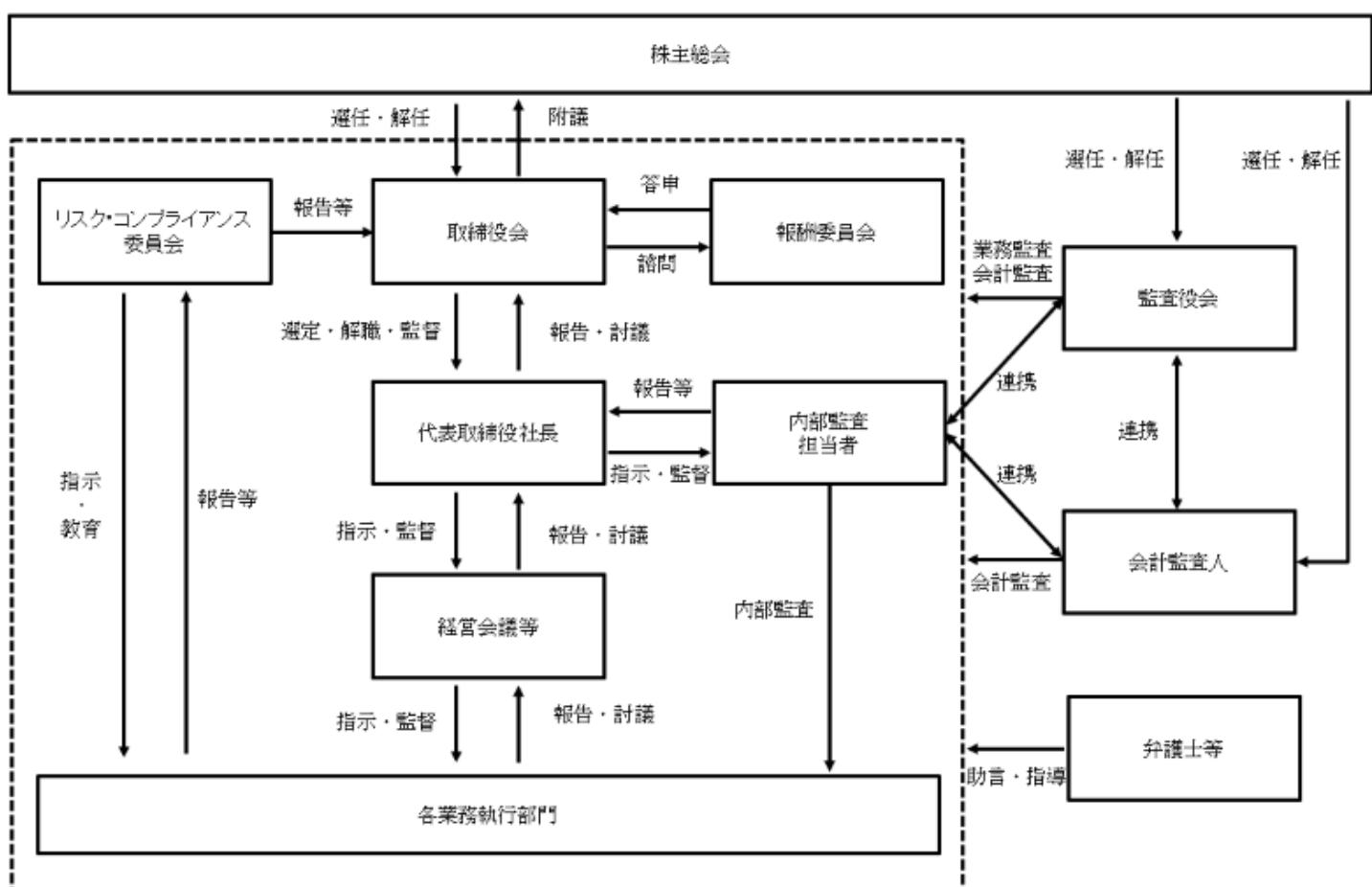
その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無 更新 なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【適時開示体制の概要（模式図）】

